

仕 様 書

- 1 役務件名 煤煙測定役務
- 2 役務場所 東京都立川市栄町1-2-10 陸上自衛隊東立川駐屯地
- 3 役務概要 貫流ボイラー煤煙測定 6基（測定内容及び回数は、表2による）

4 一般事項

4.1 総則

4.1.1 適用範囲

本役務は、本特記仕様書による他、公害防止の技術と法規編集委員会「新・公害防止の技術と法規（大気編）」を参考のうえ、大気汚染防止法並びに東京都公害防止条例を遵守し実施するものとする。

4.1.2 疑義

図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、すべて契約担当官及び監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。

4.1.3 軽微な変更

役務施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

4.1.4 消耗品等

本役務に必要な工具類及び消耗部品は、請負業者の負担とするものとする。

4.1.5 発生材処分

撤去等により発生した発生材において、金属材料については、発生材調書を監督官へ提出した後、監督官の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面（産業廃棄物管理票E票写し）にて提出すること。

4.1.6 電気水道使用

役務に必要な電気水道は、官側で負担するものとする。

4.2 現場管理

4.2.1 安全管理

現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負業者が負うものとする。

材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、監督官と十分調整のうえ、交通整理等の安全管理を行うものとする。

万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。

4.2.2 現場監督

作業期間中、現場代理人は作業現場に常駐し、上記安全管理を徹底すると共に、監督官の指示を確実に遂行できる状態を確保するものとする。

現場代理人は、現場作業員が作業現場以外の施設にみだりに立ち入らないよう、周知徹底させるとともに、作業するに相応しい作業態度を教育徹底するものとする。

4.2.3 作業時程

作業実施時間は0815から1700までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。

上記時間を超えて作業を実施する場合、事前に監督官と調整のうえ、実施するものとする。

4.2.4 養生・清掃

必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては、当該役務に関する部分の適切な後片づけ及び清掃を行うものとする。

役務件名	煤煙測定役務	番 号	1 / 3
図面名	仕様書	縮 尺	—
東立川駐屯地業務隊管理科		令和5年5月	

4.3 関係書類

4.3.1 提出書類

役務に関する申請及び提出書類は全て官側で示す規格様式により作成の上、A4ファイルに整理し、提出期限までに必要部数を添えて提出するものとする。

4.3.2 工程表

工程表の作成に際しては、着工に先立ち監督官と協議のうえ、作成し提出するものとする。

4.3.3 役務写真

役務写真はカラーサービス版又は電子データとし、着工前、作業中、完成後、完成後隠蔽部、材料検収及び監督官の指示するものを整理したうえ、提出するものとする。

5 特記事項

5.1 測定

5.1.1 測定対象機器（仕様）は表1のとおりとする。

（表1）

機器種別	型式	使用燃料	基数	測定回数
貫流ボイラー	三浦工業SQ-1000ZS 伝熱面積：4.95 m ² 燃焼能力：57.9 m ³ N/h	都市ガス13A	6基	表2

5.1.2 測定事業者

本役務は、計量証明事業所として登録している事業者により実施するものとする。

5.1.3 測定項目及び測定方法

測定項目及び測定方法は、表2によるものとする。

（表2）

測定項目	測定方法	測定回数
窒素酸化物	JIS K 0104 排ガス中の窒素酸化物分析方法	2回

5.1.4 測定時期

測定時期は、各基毎下記による。

- ・ 1回目・・・7月
- ・ 2回目・・・12月

なお、細部日程について、監督官の指示による。

5.1.5 計量証明書（測定結果報告書）

計量証明書（測定結果報告書）は監督官と調整し提出期限までに1部提出するものとする。

役務件名	煤煙測定役務	番 号	2 / 3
図面名称	仕様書	縮 尺	—
東立川駐屯地業務隊管理科		令和5年5月	

